

戦後日本における「文化」と「観光」の 位置関係の変容

—「文化観光」を手掛かりとして—

土屋正臣

城西大学 現代政策学部

要 旨

近年文化観光推進法に代表される文化観光政策では、文化の保護や継承と経済振興を観光によって循環させることが試みられている。本稿では、これからの文化観光政策の今後のあり方を模索するため、これまでの「文化」と「観光」の位置関係の変化の検証を試みた。

その結果、「文化」と「観光」の組み合わせは、近代国家の誕生や戦後復興などの時代の転換点において重要政策であり続けてきたこと、政策立案にあたって一部の地方自治体が主導的な立場をとってきたことが明らかとなった。他方で、「文化」に「観光」を接続するにあたっては、「観光」に軸足が置かれ、必ずしも保護が念頭に置かれていたわけではなかったことが明らかとなった。

キーワード：文化観光推進法、「文化」と「観光」の関係性、文化観光施設税、文化観光立県宣言

1. はじめに

2020年5月、文化観光拠点を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下「文化観光推進法」）が成立した。同法では、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下「文化資源」という）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光」（第2条）を文化観光と定義づけ、文化観光拠点施設を中核とした文化観光の推進により、「豊かな国民生活の実現と国民経済の発展に寄与」（第1条）することを目的としている。

文化観光は、「文化」と「観光」の組み合わせであるが、文化観光推進法によって「文化」と「観光」が一体的な政策として、法制度上捉えられるようになったことは、画期的である。なぜならば、これまで両者の組み合わせは種々の問題をはらんできたからである。文化財保護政策関係者など「文化」側にとってみれば、“客寄せパンダ”的な扱いで文化が観光による消費の対象になることが、文化の理解をゆがめ、文化の価値を毀損するのではないかという危惧が存在してきた。他方で、観光事業者など「観光」側にとってみれば、地域の魅力を体現する独自の文化を

観光資源化できれば、文化と観光の好循環を目指せるものの、「文化」側からの協力を得られな
いまま、持続的な事業が実現できていない。文化観光推進法の成立によって、これまで実現しえ
なかつた文化と観光の望ましい関係構築が期待されている。

ところで、文化観光政策を考える際に「文化」と「観光」のどちらに力点を置くかによってそ
の意味合いは異なる。文化庁による文化観光政策においては、文化庁の任務として「文化の振興
その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育
の振興を図る」(文部科学省設置法第18条、傍点筆者)ことが明記されているように、観光を手
段として文化財の保護や文化の振興を目指している点に特長を持つ。これまでの文化財保護政策
では、補助金に依存するあまり、当事者の能動的な文化の保護や次世代育成の停滞化などの弊害
を招いてきた。文化の保護政策が、結果的に保護に結びつかないというジレンマが存在してきた
のである。このような補助金依存体質から脱却し、所有者を含めた地域の人々による能動的な文
化の保存と活用の持続的なサイクルの構築やこれからのまちづくりへの活用を推進する手段の一
つとして観光に着目しようとするのが文化庁による文化観光政策である。

では、文化観光推進法成立を契機とする文化と観光の新たな関係構築は、近年の新しい政策的
試みとしてのみ理解すべきなのだろうか。本稿では、戦後の文化政策史に沿いながら、「文化」
と「観光」の関係を紐解き、両者の関係性をめぐる議論を整理する。その上で、文化観光推進法
成立以後の「文化」と「観光」の望ましい関わり方について考えてみたい。

なお、本稿で扱う文化観光は、「文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これに
よる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的」とする文化観光推進法
上の文化観光に限定されるものではない⁽¹⁾。文化観光というキーワードを起点に、政策上の「文
化」と「観光」の位置関係を俯瞰的に検証していく。したがって、本稿において同じ文化観光と
いう言葉を用いながらも、用いられた場所や年代によって、必ずしもその含意するところは、同
一ではない。

2. 「文化」と「観光」をめぐるこれまでの研究

今日の文化観光研究につながる研究が本格化するのは、2020年前後からである。富本真理子
は、新たな観光としての文化観光を「日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求
を満たすことを目的とし、個人的文化的交流の重視、文化の持続可能性への配慮といった文化的
側面への共生の視点がみられる持続可能な観光」と定義づけた⁽²⁾。

こうした「文化」と「観光」の関係性については、総論では多くの人々に受け入れられつつ
も、実際の政策レベルでは多くの議論が展開されている。長澤成次は、文化観光概念の導入によ
り、「観光が目的とされて文化が手段化され、博物館等が「文化資源保存活用施設」概念を媒介
に「文化観光拠点施設」へと変質していくのではないかと、という危惧」を表明した⁽³⁾。従来のマ
スツーリズムを前提とした消費対象に文化を据える観光政策によって、文化財が物理的に改変さ

れたり、価値が歪曲されてきたりした、少なくない過去の事例を想起すると、長澤が抱く危惧は当然のものであろう。

しかし、今日の文化観光政策では、「保存を顧みることのない無秩序な活用を進めようとするものではなく、確実な保存と継承を前提として、新しい活用を考えていくフェーズに入った」と捉える論者は少なくない⁽⁴⁾。

森屋雅幸は、観光立国政策に組み込まれつつある博物館政策において、博物館が社会教育施設と観光施設という対立的な博物館像を生み出していると指摘した。その上で「ミュージアム・ツーリズム」の観点から問い直しを試みている⁽⁵⁾。奥野耕平は、文化観光の中でも文化財保護政策との関係について触れる中で、「文化財を活かす観光とは、外部資本が主体とした経済効果の希求ではなく、地域住民が自主的に力を合わせ、自分達の生活を豊かにするための文化的波及効果を希求するものでなければならない」と指摘した。さらに、「観光者と地域住民が「あるく・みる・きく・考える」ことで、地域の歴史や文化を学び得る観光でなければならない」とも述べ、観光を社会教育的な枠組みで捉えることを主唱した⁽⁶⁾。栗山究もまた、「文化観光推進法が描く拠点施設となる博物館に、社会教育施設である博物館の可能性を見出すためには、文化観光を地域住民の学習の視座から捉え返していく視点が大切でしょう」と、学びと観光の観点から文化観光を問い直している⁽⁷⁾。

したがって文化政策研究上の文化観光とは、新たな文化を用いた観光政策ではなく、①これまでの地域の人々自身の主体的な文化の継承ないし文化財の保護活動を前提とした、②観光者と地域の人々とは共に学ぶ社会教育的な活動である。つまり、既存の文化財保護政策から大きく逸脱するものではなく、むしろ文化財保護の本質を改めて問い直す政策として文化観光を捉える必要がある。

谷脇茂樹は、観光関連事業者からの聞き取り調査の際に、「日本人は海外旅行をすると有名な博物館や美術館を喜んで観光するのに、自分が住んでいる地域の美術館・博物館にどれぐらい関心があるのだろうか。その特徴や魅力を語れる人はどれくらいいるのだろうか。こうしたところから変わっていかないと、地域の観光振興は進んでいかない」との話を耳にしたという⁽⁸⁾。このエピソードは、文化観光関連の研究者のみならず、実際に実務に関わる事業者においても地域の人々の手による文化の保護や継承が、文化観光事業推進にとっての前提であると捉えられていることを物語っている。

近年の文化財保護政策において、これまで主導的な立場にあった国や地方自治体のみならず、市民団体や企業、NPOといったステークホルダーの多層的な関わりが注目されている。このことは、文化観光政策においても例外ではなく、観光業等に係る民間事業者の役割は、事業推進に当たって不可欠である。しかし、同時に、これまでの文化財保護政策を担ってきた国や地方自治体の役割もまた文化観光政策に適合的な組織体制を用意できているかといえば、必ずしもできていない。特に地方自治体の文化財保護部局では、観光と名の付く事業に関しては、観光振興部局の仕事として一線を画しがちである。しかし、文化財保護政策と親和性を持ってきた社会教育と

観光とが、今日の文化観光政策において重なり合う領域であるならば、文化財保護部局もまた文化観光への積極的な関わりを持つ必要があるだろう。

この点に関して、和泉大樹は、「自治体が「文化観光」などを進めるにあたって、ミュージアムも含めた文化財担当部署にどのような役割が期待されているのか、どのような意識が必要なのかなどについて」まとめ、文化観光政策における文化財保護部局の役割について論じている⁽⁹⁾。筆者自身も文化観光事業に関わる中で、博物館の学芸員だけでなく、文化財保護政策の担当職員の間取り方次第で、文化財保護政策と観光政策と結びつけた文化観光事業の成否が左右されると考えており、改めて地方自治体による地域政策全体における文化財保護政策の位置や役割を問い直す時期に来ていると感じている。

近年の文化観光研究の動向から言えることは、経済振興への偏重、観光による文化の消費といった危惧に対して、今日の文化観光論では、学びと重なり合う観光を前提としつつ、観光という手段を用いた文化の保護や継承の実現を目指す政策として文化観光が捉えられているということだ。今後の議論としては、文化観光事業に関わるステークホルダーの役割や制度などの環境整備へと重点を移していくことになるだろう。

こうした研究動向を踏まえつつ、本稿では、「文化」と「観光」のこれまでの位置関係を確認し、これからの文化観光政策のあり方を考えてみたい。

3. 「文化」と「観光」の関係史

3.1 戦後復興期における「文化」と「観光」の位置関係

戦後日本において「文化」と「観光」の関係が本格的に社会問題として捉えられるようになったのは、1950年代前後である。1948年6月15日第2回国会衆議院文化委員会では、奈良県の国宝及び重要美術品修理のための国庫補助の請願がなされた。その際に数多くの国宝や重要美術品を有する奈良県は「全国随一の観光県」とされ、「戦時中これら国宝及び重要美術品は荒廃するに任せてあったが、今や滅失の寸前にあり、文化観光日本建設の見地からも実に憂うべき現象」(傍点筆者)が生じていることが報告された⁽¹⁰⁾。「国宝及び重要美術品」は、戦後復興の中で修復され、観光資源としての役割を期待されていた。

こうした各地域の文化を観光資源化することで経済復興を目指そうとする政策的意図は、国際文化観光都市建設法の制定へと結実していった。国際文化観光都市建設法は、日本国憲法第95条「特別法の住民投票」に基づく特別法で、地方自治特別法とも称される。1949年の広島平和記念都市建設法を皮切りに、1952年までの間に法改正を含めて16件、住民投票が実施された地方自治体は18にのぼる⁽¹¹⁾。このうちの「熱海、伊東温泉都市建設法案」や「別府温泉都市建設法案」⁽¹²⁾と同時に国会において「京都国際文化観光都市建設法案」、「奈良・国際文化観光都市建設法案」が議論された。

「京都国際文化観光都市建設法案」をめぐる議論では、京都を「国際文化観光都市」として再

生する必然性が説明された。

ローマや北京や平壤が戦火や天災によりましてだんだんと荒廃衰微をして参りました今日におきましては、今やわが京都は、一千年の歴史を誇る、ただ一つの世界的な文化観光の都となったのであります。人類の文化を戦争の惨禍から守ろうとする、国境を越えたアメリカの尊い願望によりまして残された、こわされない国際文化の都市なのであります。かくのごとくにして、歴史的美術的重要文化資源を持つております京都市を、世界的文化観光の都として建設いたしますことは、世界恒久平和の大理想を達成して行く上に多大の貢献をもたらすものと信じまして、これが法律的適当なる措置を講ずるために、ここに本法案を提出した次第であります。(傍点筆者)⁽¹³⁾

京都が文化観光の都市としての卓越性を備え、それは戦後復興期にあった日本人が目指していた(とされる)恒久平和の実現と不可分の関係にあった。1950年10月に京都国際文化観光都市建設法は、奈良国際文化観光都市建設法と同月に成立した。

ところで、京都において都市の観光資源化が試みられたのは、戦後復興期に限ったことではない。遣米欧使節団の一員として帰国した岩倉具視は、欧米列強を前に新しい国家づくりを目指す中で観光に注目した。幕末期における物見遊山の興隆とともに、1872年の新橋-横浜間開通を皮切りに拡大していった鉄道網の発達は、人々の観光に対する熱狂を後押しした。鉄道網発達に伴う観光振興を背景に、岩倉具視は明治期以降衰退の著しい京都の再生に観光を組み入れていった。岩倉は、1883年1月に『京都皇宮保存に関する意見書』をまとめ、民業の衰退を挽回するため外国からの人々の誘致を提言した。14か条に及ぶ提案には、平安遷都を行った桓武天皇を祀る神殿の造成、御所近くでの洋風迎賓館建設、御所や御苑の整備と公開日の設定などを盛り込んだ。このうち平安神宮は、1895年の平安遷都1100年記念祭に合わせて、桓武天皇を祭神に創建された。また、同年に京都で開催された第4回内国勸業博覧会では、社寺が特別拝観を行い、建物や宝物を一般公開するなど、岩倉の提案が実現された⁽¹⁴⁾。

「文化」と「観光」を組み合わせた政策は、日本社会が近代化や戦後復興などの喫緊に解決すべき社会問題の発生局面においてしばしば登場してきた。「文化」と「観光」をめぐる政策が目指す意図はそれぞれ異なれども、その両者の結びつきは、社会課題解決の切り札として注目された。特に、地方都市特有の課題に対する地方自治体の独自施策として打ち出されることが少なくなく、都市のイメージ戦略とも重なり合っていた。中でも戦後の京都市における文化観光政策の推進の背景には、高山義三京都市長の存在があったが、次節で触れるように、高山が主導した京都文化の観光資源化を通じて、京都=観光都市というイメージの創出が図られた。

京都国際文化観光都市建設法成立の翌年の1951年3月、松江国際文化観光都市建設法が成立した。工藤泰子によれば、京都国際文化観光都市建設法が文化財の活用による観光振興政策を中心に据えていたのに対し、松江国際文化観光都市建設法は松江が小泉八雲のゆかりの町であるこ

とを強調していたという⁽¹⁵⁾。注目すべきは、松江市当局主導で松江国際文化観光都市建設法成立の準備が進められ、住民投票に向けて市は、福引投票などの棄権防止のための奇策を展開するなどしたため、住民からの批判が相次いでいた点である。当初の法案内容も厚生会館や社会開館、養老院、母子寮、簡易住宅、観光式場、公衆浴場などの建設を含み、「国際観光」とは大きくかけ離れたもの⁽¹⁶⁾だった。松江国際文化観光都市建設法は、奈良国際文化観光都市建設法や京都国際文化観光都市建設法と同様に、戦後復興において「文化」と「観光」を接続させているようで、必要な社会資本整備を住民不在のまま押し進めるための施策が実態であった。

3.2 観光による文化の保護——文化観光施設税（文化観光税）

1950年代以降の「文化」と「観光」の関係を物語るもう一つの出来事として、文化観光施設整備費を観光客から徴収する文化観光施設税（1956年～1964年）を挙げることができる。その後の文化保護特別税（1964年～1969年）と並び、京都市は、市内の寺社の拝観料に10円の税を上乗せし、市に代わって寺社に徴収させた。なお、文化観光施設税に関する研究はこれまで蓄積されてきており⁽¹⁷⁾、「文化」と「観光」の関係を俯瞰的に素描する本稿では細部の検証には立ち入らない。

京都市の文化観光施設税設定は国会でも取り上げられた。文部省は「学校の生徒、児童、特に義務教育の子供が修学旅行その他で社寺等を見学することは教育の一環」であり、したがって「そういう場合に観光税の対象として子供から税金をとることは適当でなからう」との判断を示した。文化財保護の立場からは、「できる限り多くの国民が文化財を鑑賞する機会を得ることを期待する文化財保護法の趣旨から申しまして、やはり税金はとらないことを希望する」と述べた。

これに対して、自治庁官僚であった奥野誠亮は、京都国際文化観光都市建設法が国による京都市の観光施設整備に必要な援助を行うこと（第5条）を定めているものの、国も京都市も財源に乏しいという現実を説明した。その上で、「多数の人たちがこれらの文化観光財をめぐって京都市に出かけて参るわけでございますので、それなりに休憩所を作るとかあるいは道路を整備するとか、あるいはさらに進んではもっと有効に文化観光財に親しめるように設備を拡充」する必要に京都市は迫られており、「社寺側がやむを得ずある程度の負担を文化財を鑑賞する人に求めざるを得ないような事情がやはり京都市についてもある」とし、「同情的な見方」ができるのではないかと文化観光施設税に理解を求めた⁽¹⁸⁾。

徴税に対して仏教会からの猛反対があったことから、同種の税を二度と取らないとの趣旨の覚書が、市と仏教会との間で取り交わされ、事態は収束した。しかし一転して、1982年に京都市は、観光都市整備の一部費用負担を観光客に求めるため、同種の税の導入を表明した。市長は、「文化財を守り、建都千二百年事業を推進する財源確保のためにはやむを得ない。覚書は法的には問題がない」と議会に税条例を提案、議会も委員会抜きで可決した⁽¹⁹⁾。

仏教会は信教の自由を侵すものであり、拝観料はお布施であり入館料ではないとの立場から反対運動を開始したものの、「拝観は文化財鑑賞行為」とする市は1985年に古都保存協力税を実施

し、拝観料に50円の税を上乘せした⁽²⁰⁾。仏教会は、拝観を停止し、金閣寺や清水寺などが一時閉門した。その後も和解内容を巡って2度にわたる拝観停止を経て、市は1988年に古都保存協力税を廃止した。

京都市と同様に、文化観光施設税を課し始めたのは、奈良市（1957年）、日光市（1963年）、平泉町（1971年）、松島町（1979年）である⁽²¹⁾。このうち拝観料に上乘せ課税をしていた日光市では、1873年に日光東照宮、日光山輪王寺、日光二荒山神社の2社1寺間で、共通拝観制度が創設され、大正期に一時的に廃止されたものの復活し、1946年には共通拝観料の売り上げのうち東照宮5、輪王寺4、二荒山神社1の配分が設定された。1963年には、この拝観料の一部が日光市の文化観光施設税として徴収され、観光施設の整備費用として充てられる仕組みとなっていた。しかし、2社1寺側から市に対して、課税代行業務の廃止が求められた結果、1993年5月をもって課税は廃止された。また、1994年6月の松島町を最後に上記自治体におけるすべての文化観光施設税が廃止された。

京都市の事例に見られるように、義務教育などにおける文化財の公開という公益性の担保と観光に必要な社会資本整備費の負担をどのように両立させるべきかという問いは、文化観光推進法成立以後の「文化」と「観光」をめぐる今日的な議論とも重なり合う。本件はこれら2つの立場に加えて、信教の自由への侵害問題が加わることで、事態はより複雑化してしまったことがその後の議論を閉ざした一因であろう。だが、観光という手段によって文化の保護や振興を図ることができれば、補助金依存型の文化財保護システムから脱却し、自立的な文化財保護のかたちを構築できるはずである。

3.3 地方自治体における「観光」政策を出発点とする文化観光の推進

ここで再び地方自治体における「文化」と「観光」を巡る政策史を概観してみたい。1965年、高山義三京都市長は、行政組織として新たに文化観光局を設置し、それまで対立的概念として捉えられがちであった「文化」政策と「観光」政策の一体化を図った。戦後地方自治体における政策上の文化の扱いは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会における文化財保護に重点が置かれてきた。多くの地方自治体において、社会教育的な枠組みの中で文化財保護政策が扱われてきたのに対し、京都市が「文化」と「観光」を同一部局内で政策的融合を図ったことは、極めて画期的であった。その後、1994年には組織再編の中で文化観光局は廃止された⁽²²⁾。

京都市における「文化」と「観光」に関わる組織設立以後、各地方自治体において同様の組織が立ち上げられていった。たとえば、2001年4月、鳥取県は「自然環境や文化資源を含めた総合的な観光情報の発信を目指す」目的で文化観光局を新設した。片山善博鳥取県知事は、「従来の観光行政は既存の観光業者を相手にすることだけにとらわれていた」ことを踏まえ、商工労働部観光課、生活環境部景観自然課、企画部文化振興課などの複数の部署を一つにまとめた⁽²³⁾。2006年4月には神戸市が国際文化観光局を編成し、文化・国際分野や市民生活への支援強化を

図った⁽²⁴⁾。

2011年4月、堺市は組織再編に伴って、百舌鳥古墳群など観光拠点の情報発信を強化する文化観光局を設置した⁽²⁵⁾。2019年7月に世界文化遺産として「百舌鳥・古市古墳群」が登録されたが、堺市における文化観光政策の推進は、世界文化遺産登録運動と密接にかかわっていた。

2016年度に組織改編を実施した仙台市では、「大規模な文化、スポーツのイベントで観光客を呼び込み、地域経済の活性化を図る」ため文化観光局を新設した⁽²⁶⁾。その背景には、文化の観光資源化によって、東日本大震災からの復興イメージを醸成する狙いがあった。

こうした2000年前後の地方自治体における文化観光政策として特筆すべきなのが、青森県である。1998年に木村守男青森県知事は、三内丸山遺跡において「文化観光立県宣言」を行った。この宣言には、「観光産業の振興による地域経済の活性化はもとより、県民一人一人がふるさとの自然や歴史、文化を再認識し、みずからが文化性や創造性を高め、郷土に自信と誇りを持って二十一世紀の新たな地域づくりに取り組む」文化観光立県の推進が盛り込まれた⁽²⁷⁾。この一環として、中世港湾都市である十三湊遺跡において、シンポジウムや遺跡見学会が実施されたり、三内丸山遺跡での映画撮影が行われたりした。さらに、青森、秋田、岩手の三県などで構成する北東北三県観光立県推進協議会により、三県統一の観光イメージ形成を目的に北東北文化観光振興アクションプランが策定された⁽²⁸⁾。これに合わせて東北新幹線の延伸や青森空港における国際線整備などの社会インフラ整備が同時に計画された。

青森県の文化観光立県宣言の背景には、1988年に運輸省による「90年代観光振興行動計画」の中における「観光立県推進運動」の政策化があった。この政策によって、美ら島おきなわ観光宣言（1995年）、香川ツーリズム立県宣言（2002年）、千葉県観光立県宣言（2004年）、観光立県富士の国やまなし（2004年）が成立し、青森県文化観光立県宣言もこの中に位置付けられる⁽²⁹⁾。ただし、観光振興政策という出発点は共通していたものの、明確に「文化」を位置付けたことは、青森県文化観光立県宣言の特徴であったといえよう。

3.4 国家プロジェクトとしての文化観光

地方自治体における観光政策に軸足を置く文化観光政策の推進は、国家プロジェクトとしての文化観光を推進する戦略と連動しつつ、2010年代後半以降も拡大していった。以下に示す国による文化観光政策の展開は、すでに中尾智行（2021）⁽³⁰⁾等に詳細がまとめられているため、ここでは概略のみの記載に留める。

2003年の小泉内閣における「観光立国」以後、観光による経済活性化政策が推進されてきたが、2016年「明日の日本を支える観光ビジョン」（観光庁）、2017年「骨太の方針」、同年の「文化経済戦略」（内閣官房・文化庁）以降、文化財の観光資源化による「稼ぐ文化への展開」が図られた。

国家戦略としての「文化」と「観光」を巡る政策は、法制度の整備へと具現化していった。2017年6月の文化芸術振興基本法を改正した文化芸術基本法の成立の中でも、文化財保護政策

は関連諸分野の一つとして観光領域との結びつきが明示された。2018年の文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、教育委員会の専管であった文化財保護業務を首長部局へ移管することが可能となったほか、地域における文化財の総合的な保存と活用の両立が明示化された。

以上のような国レベルでの文化観光政策を進める上での環境整備が整えられる中で、主導的に文化観光事業を展開する地方自治体が増加していった。ただし、これまで述べてきたように、地方自治体における「文化」と「観光」を接続させる事業は、決して近年の文化観光政策の潮流の端を発するものばかりではなく、近代以降の地域社会が抱える問題解決の糸口として用いられてきた系譜が存在してきた。

4. おわりに

近代以降の「文化」と「観光」の関係性を紐解くと、①近代国家の誕生や戦災復興、震災復興といった時代の転換点において重要な政策の一つとして位置づけられてきたこと、②政策立案にあたっては一部の地方自治体が主導的な役割を果たしてきたことが明らかとなった。「文化」と「観光」を結びつけた地域政策は、これまでの国からの補助金に依存する文化財保護システムからの脱却、独自の文化的な資源を用いた観光振興など、自立的な地方経営の確立を目指す試みとして評価することができる。ただし、本来の自立的な地方経営を意識した文化観光政策は、いくつかの地域に限定された試みに終始してしまっている感は否めない。

その要因は、第一に観光政策主導であり、文化財保護政策などの文化政策は従属的立場に置かれてきたこと、第二に近年の文化観光施策が世界遺産登録運動などの特定の目的と密接に結びつけられてきたことにあると筆者は考えている。

前者については、観光政策の枠組みの中で、遺跡などの文化財が持つ潜在的な価値を活用しようとする意欲的な試みの一方、それが最終的に文化財の保護や幅広い人々の理解にどのようにつながるのかという文化財保護政策的な視点が欠落しがちである。先行研究において学びと観光の重なり合いが指摘されつつも、実際の文化観光事業では学びが観光の中で明確に位置づけられているとは言い難く、従来の観光事業と何が違うのか差異は分かりにくい。

後者については、世界遺産に登録しさえすれば、地域経済活性化が期待できるかのような幻想を前に、文化観光政策や日本遺産登録を目指そうとする動きである。もちろん、結果的に世界遺産登録、文化観光政策、日本遺産登録が関係性を持つことは十分に想定されるものの、これらを結びつけた事業を立ち上げさえすれば、地域が活性化するかのような単純化されたイメージの模倣が多くの自治体で取り入れられている。

これらの背景には、地方における従来型の補助金依存体質、他の自治体の成功事例を模倣する横並び意識が依然存在しており、文化観光を標榜しながらも、従前の地域振興政策と何ら変わらない現状がある。文化観光政策では、中央と地方の関係を問い直しつつ、上記の問題解決を目指

す必要があるにもかかわらず、本質的な議論が置き去りにされている。

文化観光政策はスタートラインに立ったばかりであるが、我々は文化観光を手掛かりに、これからの地域内のステークホルダーとの関係を再構築しながら、自主・自立的な地域の姿を模索する時期に来ていると言える。

《注》

- (1) 文化庁 HP (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html#:~:text=%E6%96%87%E5%8C%96%E8%A6%B3%E5%85%89%E6%8E%A8%E9%80%B2%E6%B3%95%E3%81%AF,%E7%9B%AE%E7%9A%84%E3%81%A8%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82) 2023年1月4日確認。
- (2) 富本真理子 (2016) 「ニューツーリズムとしての文化観光～対立から共生の視点を通じて～」『岐阜女子大学紀要』第45号、59-67。
- (3) 長澤成次 (2020) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案の問題点」『月刊社会教育』第64巻第5号、62。
- (4) 中尾智行 (2021) 「文化財と文化観光」『遺跡学研究』第18号、日本遺跡学会誌、107。
- (5) 森屋雅幸 (2019) 「博物館と観光の関わりについて——近年の博物館政策と「ミュージアム・ツーリズム」を中心に——」『都留文科大学研究紀要』第89号、189-205。
- (6) 奥野耕平 (2020) 「文化観光を通じた文化財保護の意義——文化政策学的視座からの考察——」『同志社政策科学研究』第22巻第1号、29。
- (7) 栗山究 (2020) 「文化観光推進法に見る博物館の行方」『月刊社会教育』第64巻第6号、51-52。
- (8) 谷脇茂樹 (2021) 「観光のいま 文化と観光で地域経済の好循環を目指す文化観光推進法」『運輸と経済』第81巻第10号、87。
- (9) 和泉大樹 (2020) 「文化観光などを進める際の文化財担当部署への期待や意識への一考察——観光立村である沖縄県恩納村を事例として——」『阪南論集 人文・自然科学編』第56巻第1号、45。
- (10) 第2回国会 衆議院 文化委員会 第11号 昭和23年6月15日
- (11) 峯俊智徳 (2020) 「戦後の京都市における「国際観光都市」づくり——京都国際文化観光都市建設法の成立期に着目して——」『政策科学』第27巻第4号、218。
- (12) 第7回国会衆議院建設委員会第19号 (昭和25年3月28日) 原文表記のまま
- (13) 第8回国会 衆議院 建設委員会 第4号 昭和25年7月22日
- (14) 保本野夢 (2004) 「「古都」京都と天皇制の可視化」『空間・社会・地理思想』第9号、19-53。
- (15) 工藤泰子 (2016) 「松江国際文化観光都市建設法」の特徴とその成立過程における住民の意識」『日本国際観光学会論文集』第23号、65-72。
- (16) 工藤泰子 (2016)、67。
- (17) 藤村健一 (2016) 「京都の拝観寺院の性格をめぐる諸問題とその歴史的経緯：とりわけ古都税紛争に着目して」『立命館文學』第645号、425-410ほか。
- (18) 第24回国会 衆議院 法務委員会閉会中審査小委員会 第3号 昭和31年9月11日
- (19) 読売新聞 (1987年8月14日) 「[社説] 古都税紛争は何を残したか」東京朝刊。
- (20) 朝日新聞 (2017年3月15日) 「古都税、国と宗教考える 京都仏教会、市との対立振り返り出版」大阪夕刊。
- (21) 桜井良治 (1997) 「課税自主権と法定外普通税」『静岡大学経済研究』第1巻第3-4号、169。
- (22) 朝日新聞 (1993年12月15日) 「消える「文化観光局」 財政危機でリストラ策 京都市」広島朝刊。
- (23) 朝日新聞 (2001年2月10日) 「文化観光局新設し、総合的に情報発信 片山知事が表明」鳥取朝刊。
- (24) 読売新聞 (2006年3月17日) 「国際文化観光局、神戸市が新設 新年度に組織改正」大阪朝刊。
- (25) 朝日新聞 (2011年4月1日) 「文化観光局を新設 堺市／大阪府」大阪朝刊。

- (26) 朝日新聞（2017年8月19日）「仙台「ジョジョ」の聖地に 官民連携、観光客増に期待 5年ぶり
原画展朝刊」宮城朝刊。
- (27) 青森県議会（1998）『平成10年第215回定例会（第3号）』議事録。
- (28) 朝日新聞（1999年2月25日）「北東北3県で統一観光PR 来年度から実施」岩手朝刊。
- (29) 高岡文章（2007）「観光は地域を救うか——観光まちづくり（論）の検討——」『関東都市学会年報』
第9号、35。
- (30) 中尾智行（2021）前掲。

The Changing Position of Culture and Tourism in Postwar Japan:
Cultural Tourism as a Hint

Masaomi TSUCHIYA

Abstract

In recent years, cultural tourism policy, as typified by the Cultural Tourism Promotion Law, have been seeking to circulate the protection and transmission of culture and economic promotion through tourism, but we are only at the beginning of this process. This paper examines the changes in the positional relationship between culture and tourism and explores the future of cultural tourism policy. The result is that it has become clear that the combination of culture and tourism has been an important policy at particular points in history, such as the birth of the modern nation and postwar reconstruction, and that local governments have often taken the lead in policy making. On the other hand, in connecting culture to tourism, it is clear that the focus was on tourism rather than protection.

Keywords : Law for Promotion of Culture and Tourism, Relationship between Culture and Tourism, Culture and Tourism Facility Tax, Declaration of Japan as a Country of Culture and Tourism